

## 海外商社格付情報検索システム利用規約

[ 貿易一般保険包括保険（機械設備）特約・（電線）特約、（鉄道車両）特約、（船舶）特約、（自動車）特約、（化学品）特約、（繊維）特約利用者向け ]

03 - 一般 - 00242

2003年9月24日

独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」といいます。）の行う海外商社格付情報検索システム（以下、「本システム」といいます。）に基づく海外商社に関する格付情報（以下、「格付情報」といいます。）の提供サービス（以下、「本サービス」といいます。）の利用は、本規約の条項によるものとします。

（サービスの内容）

第1条 本サービスは、本システムのデータ・ベースと、貿易保険利用者（以下「利用者」といいます。）とをインターネットで接続して、利用者に対して格付情報を提供するものです。

（利用条件）

第2条 本サービスによる格付情報提供の目的は、利用者による保険料の試算及び補償範囲の確認等、あくまで貿易保険を申し込む本邦在住の利用者の便宜に供することであり、利用者における与信判断、又は証券投資判断等に供することを目的としたものではありません。よって、利用者が格付情報を貿易保険の申し込み以外の目的に使用し直接又は間接に損害を被った場合においては、日本貿易保険は一切これらの損害を補償する責任を負いません。また、利用者は、格付情報を海外商社又は第三者に伝達しないものとし、利用者が格付情報を海外商社又は第三者に伝達したことにより生じる名誉又は信用毀損等による損害賠償その他の一切の責任は利用者が負うものとします。また、仮に利用者の上記行為によって日本貿易保険又は貿易保険機構が何らかの損害を負った場合には、利用者は当該損害を補償するものとします。

2. 格付情報は、第三者が作成した信用調査報告書等の記載事実に依拠して、日本貿易保険内部において定められた審査基準に従い決定されたものであり、原則として直接に海外商社から資料又は情報等を入手していません。また、信用調査報告書等により取得した情報が、直ちに海外商社の格付に反映されない場合もあります。よって、日本貿易保険は、格付情報の正確性、適時性及び無誤謬性等を一切保証するものではありません。

3. 日本貿易保険は、海外商社に関する格付の決定及び格付情報の提供については、職務上要求される合理的な範囲の注意義務を払っているものの、本システム上の技術的な問題又はアクセスした利用者のシステム環境等により、格付情報が適切に提供されなかった場合には、日本貿易保険内部において正当な手続きを経て決定された格付を正確かつ唯一の格付とし、これに基づき保険引受を行うものとします。

4. 利用者が本システムのデータ・ベースにアクセスしたことにより、利用者のコンピュータシステム等に障害が発生した場合等においても、日本貿易保険又は本システ

ムの運用委託先である財団法人貿易保険機構（以下「貿易保険機構」といいます。）は一切これを補償する責任を負わないものとします。

（利用申込み）

第3条 利用者が本サービスをご利用される場合は、本規約の内容につきご承諾頂いた上「海外商社格付情報検索システム利用申込書」に必要事項を記入して、各組合を通じて日本貿易保険にお申し込みください。

（利用者IDコード及びパスワードの発行）

第4条 日本貿易保険は、本サービスの利用の申込を受け付けた際は、各利用者毎に海外商社格付情報検索システムを利用するための利用者IDコード及びパスワードを発行致します。

2. 日本貿易保険は、年度毎に、新しいパスワードを発行致します。

（利用者IDコード及びパスワードの管理責任）

第5条 利用者は、前条に従い発行された利用者IDコード及びパスワードを管理する責任を負います。

2. 利用者は、利用者IDコード及びパスワードを自己以外の第三者に利用させてはならないものとします。

3. 利用者による利用者IDコード及びパスワードの管理、又は利用者による利用者IDコード及びパスワードの誤用に関連して生じた利用者の損害その他一切の責任は当該利用者自身が負担するものとします。

（申込内容の変更の通知）

第6条 利用者は、その名称、住所その他本サービスの利用の申込内容に変更があった場合には、速やかに変更の通知を各組合を通じて日本貿易保険へ行うものとします。

（利用時間）

第7条 利用者は、本サービスを、1年間を通じて毎日24時間利用できるものとします。但し、サーバー・メンテナンスその他止むを得ない事由により本サービスを提供することが困難な事態が生じた場合は、この限りではありません。

2. 前項にかかわらず、日本貿易保険は、事前に利用者へ予告した上で、本サービスの利用日及び利用時間帯を変更する場合があります。

（障害の措置）

第8条 本サービスの提供の遅延又は中断等により利用者が被った被害については、遅延等の原因のいかんを問わず、日本貿易保険及び貿易保険機構、各組合事務局は一切責任を負わないものとします。

（利用期間及び解約）

第9条 本規約による本サービスの利用期間は、日本貿易保険が利用者の申込を受理し、利用者IDコード及びパスワードを利用者に発行した時点より効力を生じ、原則として本サービス申込の日のから翌年度末（3月31日）までとします。但し、包括組合員であって期間満了の一ヶ月前までに書面による解約の申し出がない場合は、自

動継続的に一年間延長されます。

- 2 . 利用者が本サービスの利用契約を解約する場合は、解約しようとする日の1ヶ月前までに書面により各組合を通じて日本貿易保険に通知するものとします。
- 3 . 組合を脱退した場合は、脱退と同時に利用者資格を失うものとします。

(違反による解除)

第10条 利用者が本規約に定める条項に違反した場合は、日本貿易保険は、当該利用者との間の本サービスの利用契約を何ら通知、催告することなしに解除することができることとし、利用者は解除と同時に本サービスの利用者資格を失うものとします。

以上